

東京都板橋区身体障害者相談員事業要綱

(平成 12 年 3 月 31 日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者相談員(以下「相談員」という。)に身体障がいのある者の相談及び指導、身体障がい者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障がいのある者に関する援護思想の普及等の業務を委嘱することにより、身体に障がいのある者の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において「身体障がい者」とは、身体に障がいのあるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当の制限を受ける者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、相談員及び相談員候補者にかかる「身体障がい者」とは、身体障害者手帳保持者とする。

(候補者の選考及び推薦)

第3条 福祉部長は、相談員候補者の選考にあたり、人格識見が高く、社会的信望があり身体障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身体障がい者のうちから適当と認められるものを推薦する。

(委嘱)

第4条 区長は、福祉部から推薦のあった者のうち、適当と認められる者に対して次条に掲げる業務を委嘱する。

(業務)

第5条 区長は、相談員に次の各号に掲げる身体障がい者にかかる業務を委嘱するものとする。

- (1) 地域活動の中核体となり、その活動の推進を図ること。
 - (2) 更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。
 - (3) 更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
 - (4) 区民の認識と理解を深めるため、関係団体との連携を図って援護指導の普及に努めること。
 - (5) その他前各号に付帯する業務を行うこと。
- 2 相談員は、前項の業務を行うにあたっては、区の障がい者関連機関及び民生委員・児童委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

(委嘱の期間)

第6条 相談員の委嘱の期間は 2 年とする。ただし、補欠の相談員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の解除)

第7条 相談員が次の各号の一に該当する場合には、区長は、前条の規定にかかわらず、当該相談員に対する委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、または業務上の義務に違反した場合

(3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

(その他)

第8条 相談員は、その業務を行うにあたって相談員であることを証明する証票を携行しなければならない。

2 相談員は、資質の向上のために研修を受講しなければならない。

3 相談員は、この業務をおこなうにあたり、ケース記録その他の帳簿を整備し、福祉部長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。